

京 都 市 建 築 審 査 会

平 成 2 5 年 度 第 1 0 回 会 議 議 事 録

1 開催日時

平成26年2月14日（金曜日） 午後1時30分から午後4時50分まで

2 場 所

京都市国際交流会館 3階 研修室

3 出席者

【建築審査会委員】

高田会長，前田会長代理，関川委員，東委員，松本委員，南部委員，西嶋委員

【建築審査会事務局】

佐藤建築指導部長，溝上建築指導課長，林道路担当課長，中山建築審査課長，高木建築安全推進課長，門川担当係長，井上企画基準係長，加藤道路第一係長，竹内道路第二係長，木下細街路対策係長，西坂係員

【参考人】

岡田課長補佐（消防局予防部），伊藤係員（消防局予防部）

<(7)の担当者>

多田都市政策担当部長（都市企画部），鬼頭調整・南部開発担当課長（都市づくり推進課），松浦担当係長（都市計画課），松村担当係長（都市計画課）

【傍聴者】

0名

4 議事概要

(1) 事前相談

京都女子大学における図書館増築工事に係る日影許可

(2) 包括同意案件に関する報告

バス停留所の上家の新築に係る道路内建築物許可（12件）

(3) 同意案件に関する報告

京都市立嵯峨中学校屋内運動場増築に係る日影許可

(4) 包括同意案件に関する報告

ア 建築基準法第43条第1項ただし書許可（その他：左京区1件，専用住宅：中京区2件）

イ 特定通路における建築基準法第43条第1項ただし書許可（専用住宅：右京区2件）

(5) 平成25年度第1号審査請求事件に関する審議

(6) 同意案件に関する審議

建築基準法第43条第1項ただし書許可（専用住宅：右京区1件）

(7) 高度利用地区を活用したまちづくり

- (8) 建築基準法第42条に基づく新たな道路の指定について
- (9) 包括同意案件に関する報告
 - ア 建築基準法第43条第1項ただし書許可（専用住宅：南区1件）
 - イ 特定通路における建築基準法第43条第1項ただし書許可（専用住宅：右京区1件）
- (10) 同意案件に関する報告
 - 建築基準法第43条第1項ただし書許可（専用住宅：伏見区2件，上京区1件）

5 公開・非公開の別

- 一部公開（公開・非公開の別は次のとおり）
- ・公開：上記の議事事項（1）から（4）まで
 - ・非公開：上記の議事事項（5）から（10）まで

6 審議内容

(1) 事前相談

[京都女子大学における図書館増築工事に係る日影許可]

ア 報告の概要

建築基準法第56条の2第1項ただし書に基づく日影許可について、処分庁から資料の提示及び説明を受け、質疑を行った。

イ 質疑等

委員：なぜ、日影の不適合部分が増築後に減少するのですか。

処分庁：今回の敷地の地盤は、北側が低く、南側が高くなっています。南側の高い部分に増築することにより、平均地盤面が上がるため、増築後の平均地盤面で日影を測定すると、以前の日影より減少します。

委員：計算上の不適合部分は減少しますが、実際の日影は増えないのですか。

処分庁：はい。

(2) 包括同意案件に関する報告

[バス停留所の上家の新築に係る道路内建築物許可（12件）]

ア 報告の概要

建築基準法第44条第1項第2号に基づく道路内建築物許可について、建築審査会の包括同意基準に適合していたため、処分庁が許可した旨の報告を受けた。

報告番号	申請場所	申請者	用途
621	左京区下鴨上川原町66番地先	京都市交通局 自動車部長 松本建次	バス停留所の上家
622	左京区下鴨西本町8番地先	京都市交通局 自動車部長 松本建次	バス停留所の上家
623	左京区高野東開町15番地先	京都市交通局 自動車部長 松本建次	バス停留所の上家
624	下京区西七条北衣田町63番地先	京都市交通局 自動車部長 松本建次	バス停留所の上家
625	中京区西ノ京東中合町1番地先	京都市交通局 自動車部長 松本建次	バス停留所の上家

626	上京区紙屋川町829番地先	京都市交通局 自動車部長 松本建次	バス停留所の上家
627	上京区紙屋川町825番地先	京都市交通局 自動車部長 松本建次	バス停留所の上家
628	上京区毘沙門町487-22番地先	京都市交通局 自動車部長 松本建次	バス停留所の上家
629	上京区一真町87番地先	京都市交通局 自動車部長 松本建次	バス停留所の上家
630	上京区梶井町447-14番地先	京都市交通局 自動車部長 松本建次	バス停留所の上家
631	左京区吉田泉殿町1-52番地先	京都市交通局 自動車部長 松本建次	バス停留所の上家
632	中京区筭町689番地先	京都市交通局 自動車部長 松本建次	バス停留所の上家

イ 報告の結果：了承

(3) 同意案件に関する報告

[京都市立嵯峨中学校屋内運動場増築に係る日影許可]

ア 報告の概要

前回の審査会で同意した、建築基準法第56条の2第1項ただし書に基づく日影許可について、処分庁から許可した旨の報告を受けた。

議案番号	申請場所	申請者	用途
8	右京区嵯峨新宮町63番地の2	京都市長 門川大作	中学校

イ 報告の結果：了承

(4) 包括同意案件に関する報告

[ア 建築基準法第43条第1項ただし書許可（その他：左京区1件，専用住宅：中京区2件）]

ア 報告の概要

建築基準法第43条第1項ただし書許可について、建築審査会の包括同意基準に適合していたため、処分庁が許可した旨の報告を受けた。

報告番号	申請場所	申請者	用途
1044	京都市左京区一乗寺水掛町1番，1番1，一乗寺大谷29番，30番，31番	武田薬品工業株式会社 京都薬用植物園 園長 今村芳功	その他
1045	京都市中京区六角通油小路西入越後町194番地52及び194番地59	株式会社ゼロ・コーポレーション 代表取締役 金城一守	専用住宅
1046	京都市中京区六角通油小路西入越後町194番地51及び194番地58	株式会社ゼロ・コーポレーション 代表取締役 金城一守	専用住宅

イ 報告の結果：了承

ウ 質疑等

報告番号【1045】及び【1046】について

委員：それぞれ2筆を合わせて計画地としていますが、それについて問題はないのですか。

処分庁：土地の登記において、基準時以前から、奥の土地と手前の土地の所有者が同

じであることを確認しています。また、包括同意基準では、隣地を併せて敷地としてもよいこととなっています。

[イ 特定通路における建築基準法第43条第1項ただし書許可（専用住宅：右京区2件）]

ア 報告の概要

特定通路における建築基準法第43条第1項ただし書許可について、建築審査会の包括同意基準に適合していたため、処分庁が許可した旨の報告を受けた。

報告番号	申請場所	申請者	用途
1047	京都市右京区太秦安井二条裏町12-20	株式会社シード 代表取締役社長 岡橋成泰	専用住宅
1048	京都市右京区太秦安井二条裏町12-21	株式会社シード 代表取締役社長 岡橋成泰	専用住宅

イ 報告の結果：了承

(5) 平成25年度第1号審査請求事件に関する審議

平成25年度第1号審査請求事件について、事務局から資料の提示及び説明を受け、審議を行った。平成26年3月14日午後2時から公開口頭審査を行うこととなった。

なお、審議の間、中山建築審査課長は退席した。

ここで、(7)を先に報告することとした。

(7) 高度利用地区を活用したまちづくり

ア 報告の概要

「京都駅周辺の高度利用地区を活用したまちづくり」及び「駅周辺にふさわしい都市機能のあり方」について、担当者から資料の提示及び相談を受けた。

イ 質疑等

委員：総合設計制度と高度利用地区はどのような関係にあるのですか。

担当者：帰宅困難者対策として、帰宅困難者を収容できる場所をつくる必要があります。京都駅周辺では都市計画でエリアを決めて、建物の中で宴会場やホール等を帰宅困難者用のスペースとして確保していただければ、相応の容積率を緩和するというのを、高度利用地区に関する都市計画において決定することを進めています。

更に、それ以外のところでも、総合設計制度により、個々の建築計画において、容積率の緩和を許可し、帰宅困難者対策の取組ができるよう検討しています。

委員：災害時には、トイレ等の共用スペースの容量が足りなくなるとは思いますが、待機スペースについては、具体的にどのようなものを考えているのですか。

担当者：トイレについては、凝固剤付の簡易トイレを用意させていただくことを想定しています。待機スペースとしては、宴会場や社員食堂等を想定しています。

ここで、南部委員は所用のため退席した。

(6) 同意案件に関する審議

[建築基準法第43条第1項ただし書許可（専用住宅：右京区1件）]

ア 議案の概要

建築基準法第43条第1項ただし書許可について、処分庁から資料の提示及び説明を受け、審議を行った。

議案番号	申請場所	申請者	用途
9024	京都市右京区	(個人)	専用住宅

イ 審議の結果：同意

ウ 質疑等

会長：道路から当該敷地までは、関係権利者の同意が成立しており、今回の敷地の位置については支障ないということによろしいでしょうか。

各委員：はい。

(8) 建築基準法第42条に基づく新たな道路の指定について

ア 報告の概要

建築基準法第42条に基づく新たな道路の指定について、事務局から資料の提示及び報告を受けた。

イ 質疑等（ホームページ非公開）

委員：京都市の2項道路は行き止まりを除いていますが、今回の制度では、行き止まりも2項道路に指定するのですか。

事務局：はい。新たな制度においては、行き止まりや、幅員が1.8メートル未満のものでも、指定基準に合致し、かつ、住民の合意形成が図られているものについては個別に指定をします。

以上で、閉会時間となったため、予定していた(9)、(10)の議題については、次回の建築審査会で報告することとした。

7 閉会

京都市建築審査会
会長 高田 光雄